

別表

チームやまぐちパワーアップ事業 補助対象経費・補助基準額一覧
【有望競技(種別)支援】

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
旅費	運賃	指導者及び選手の運賃	<p>【公共交通機関使用の場合】</p> 鉄道、バス等の実費 (グリーン車等特別に付加された料金は対象外)
	宿泊費	指導者及び選手の宿泊費	<p>【個人車両使用の場合】</p> 30円/km
需用費	消耗品費等	1 用紙代、資料のコピー代等	実費 (ただし、用具品については、1個(一式)当たり30,000円未満のものに限る。)
		2 用具品の修理代	
		3 講習会の資料代	
		4 ボール等の用具品	
		5 テーピング、アイシング用具等の救急用品	
		6 熱中症予防のための水・スポーツドリンク、競技力向上のためのプロテイン、疲労回復を促進するアミノ酸	
役務費	器具・用具運搬料	1 用具等の運搬に係る搬送代	実費
	保険料	2 指導者及び選手のスポーツ保険掛金	
使用料及び賃借料	会場使用料等	1 会場の使用料、有料道路の使用料、駐車場料金 2 車両(タクシー、レンタカー(ガソリン代を含む))の借上料 3 器具・用具の借上料 4 宿泊施設の借上料 5 大会への参加料	実費

注1) 1泊の宿泊費について、夕・朝食を複数人でとることにより一人ひとりの実費が明確にできない場合の補助基準額は、規定限度額に宿泊をする者の数を乗じて得た額を限度とする実費とする。

注2) ボール等の用具品は、特定個人に給与するものは不可とする。

注3) 消耗品等の総額は、原則として、各事業の総額の3分の1以内を限度とする。

注4) 事業計画において、県内旅費の計算に当たり、対象者や旅行の手段が特定できない場合、平均単価として1日3,300円で計算して差し支えない。

注5) 実績報告の際に添付する領収書等は、別紙2「支出を証明する書類について」とする。

別表

チームやまぐちパワーアップ事業 補助対象経費・補助基準額一覧
【ふるさと選手確保・活用支援】

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
旅費	運賃	ふるさと選手の運賃及びふるさと選手の発掘・勧誘等に必要となる競技団体強化担当者等の運賃	【公共交通機関使用の場合】 鉄道、バス等の実費 (グリーン車等特別に付加された料金は対象外) 【個人車両使用の場合】 30円/km
	宿泊費	ふるさと選手の宿泊費及びふるさと選手の発掘・勧誘等に必要となる競技団体強化担当者等の宿泊費	1人1泊 9,800円(夕・朝食代を含む)を限度とする実費 (夕・朝食が含まれていない場合は、夕食代:1,500円、朝食代:700円を限度とし、総額 9,800円を限度とする)
役務費	器具・用具 運搬料	ふるさと選手の用具等の運搬に係る搬送代	実費
使用料及び 賃借料	会場使用料 等	1 有料道路の使用料、駐車場料金 2 車両(タクシー、レンタカー(ガソリン代を含む))の借上料 3 大会への参加料	実費

注1) 1泊の宿泊費について、夕・朝食を複数人でとることにより一人ひとりの実費が明確にできない場合の補助基準額は、規定限度額に宿泊をする者の数を乗じて得た額を限度とする実費とする。

注2) 事業計画において、県内旅費の計算に当たり、旅行の手段が特定できない場合、平均単価として1日3,300円で計算して差し支えない。

注3) 実績報告の際に添付する領収書等は、別紙2「支出を証明する書類について」とする。

別表

チームやまぐちパワーアップ事業 補助対象経費・補助基準額一覧
【中高成合同強化練習会支援】

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
旅費	運賃	指導者及び選手の運賃	【公共交通機関使用の場合】 鉄道、バス等の実費 (グリーン車等特別に付加された料金は対象外) 【個人車両使用の場合】 30円/km
	宿泊費	指導者及び選手の宿泊費	1人1泊 9,800円(夕・朝食代を含む)を限度とする実費 (夕・朝食が含まれていない場合は、夕食代:1,500円、朝食代:700円を限度とし、総額9,800円を限度とする)
需用費	消耗品費等	1 用紙代、資料のコピー代等 2 用具品の修理代 3 講習会の資料代 4 ボール等の用具品 5 テーピング、アイシング用具等の救急用品 6 熱中症予防のための水・スポーツドリンク、競技力向上のためのプロテイン、疲労回復を促進するアミノ酸	実費 (ただし、用具品については、1個(一式)当たり30,000円未満のものに限る。)
役務費	器具・用具運搬料	1 用具等の運搬に係る搬送代	実費
	保険料	2 指導者及び選手のスポーツ保険掛金	
使用料及び賃借料	会場使用料等	1 会場の使用料、有料道路の使用料、駐車場料金 2 車両(タクシー、レンタカー(ガソリン代を含む))の借上料 3 器具・用具の借上料 4 宿泊施設の借上料	実費

注1) 1泊の宿泊費について、夕・朝食を複数人でとることにより一人ひとりの実費が明確にできない場合の補助基準額は、規定限度額に宿泊をする者の数を乗じて得た額を限度とする実費とする。

注2) ボール等の用具品は、特定個人に給与するものは不可とする。

注3) 消耗品等の総額は、原則として、各事業の総額の3分の1以内を限度とする。

注4) 事業計画において、県内旅費の計算に当たり、対象者や旅行の手段が特定できない場合、平均単価として1日3,300円で計算して差し支えない。

注5) 実績報告の際に添付する領収書等は、別紙2「支出を証明する書類について」とする。

別表

チームやまぐちパワーアップ事業 補助対象経費・補助基準額一覧
【チームやまぐちチャレンジ強化】

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
旅費	運賃	招へいするチーム・選手・指導者の旅費 1 公共交通機関使用の場合 2 個人車両使用の場合	【公共交通機関使用の場合】 鉄道、バス等の実費 (グリーン車等特別に付加された料金は対象外) 【個人車両使用の場合】 30円/km
	宿泊費	招へいするチーム・選手・指導者の宿泊費	1人1泊 9,800円(朝・夕食代を含む)を限度とする実費 (夕・朝食が含まれていない場合は、夕食代:1,500円、朝食代:700円を限度とし、総額9,800円を限度とする)
需用費	消耗品費 (広報活動含む)	用紙代、資料のコピー代等	実費
役務費	器具・用具運搬料等	1 招へいするチーム・選手・指導者の用具等の運搬に係る搬送代 2 広報活動に係る通信費 3 招へいするチーム・選手・指導者のスポーツ保険掛金	実費
使用料及び賃借料	会場使用料等	会場の使用料、器具・用具の借上料、宿泊施設の借上料、駐車場料金 招へいしたチーム・選手の車両(タクシー、レンタカー(ガソリン代を含む。))の借上料・有料道路の使用料	実費
その他		※招へいに係る上記以外の経費 (事前に要相談)	実費

注1) 1回の試合等に複数招へいする場合の、1泊の招へい者の宿泊費について、朝・夕食を複数人でとることにより、一人ひとりの実費が明確にできない場合の補助基準額は、規定限度額に宿泊する招へい者の人数を乗じて得た額を限度とする実費とする。

注2) 消耗品の総額は、原則として、各事業の総額の3分の1以内を限度とする。

注3) 実績報告の際に添付する領収書等は、別紙の「支出を証明する書類について」とし、領収書のあて名は競技団体会長名とする。

注4) その他については、招へいに係る特別に必要な経費を対象とする。(招へいに係る特別経費理由書を提出)

注5) 県内チーム・選手・指導者に係る経費について、チームやまぐちパワーアップ事業で補助対象とする場合は、別添対象経費区分の考え方にに基づき経費を適切に区分すること。

別表

チームやまぐちパワーアップ事業 補助対象経費・補助基準額一覧
【ジュニアアスリート発掘・育成支援】

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
報償費	報償費	県外外部指導者・講師謝金	1人1日:25,000円を限度とする実費
旅費	運賃	指導者及び講師の運賃 1 公共交通機関使用の場合 2 個人車両使用の場合	【公共交通機関使用の場合】 鉄道、バス等の実費 (グリーン車等特別に付加された料金は対象外) 【個人車両使用の場合】 30円/km
	宿泊費	県外外部指導者・講師の宿泊費	1人1泊 9,800円(朝・夕食代を含む)を限度とする実費 (夕・朝食が含まれていない場合は、夕食代:1,500円、朝食代:700円を限度とし、総額9,800円を限度とする)
需用費	消耗品費	1 用紙代、資料のコピー代(広告含む)等 2 ボール等の用具品及びテーピング・アイシング用具等 3 熱中症予防のための水・スポーツドリンク、競技力向上のためのプロテイン、疲労回復を促進するアミノ酸	1個(式)あたり30,000円未満 実費
役務費	器具・用具運搬料等	1 用具等の運搬に係る搬送代 2 指導者及び選手のスポーツ保険掛金	実費
使用料及び賃借料	会場使用料等	会場の使用料 器具・用具の借上料 宿泊施設の借上料 車両(タクシー、レンタカー(ガソリン代を含む))の借上料 有料道路の使用料	実費
その他		※特別講師招へい ※30,000円を超える競技用具 (事前に要相談)	実費

注1) 練習着、シューズ、サポーター等の個人で使用するものについては補助対象外とする。また、ユニフォームについても補助対象外とする。

注2) 消耗品の総額は、原則として、各事業の総額の3分の1以内を限度とする。

注3) 実績報告の際に添付する領収書等は、別紙の「支出を証明する書類について」とし、領収書のあて名は競技団体会長名とする。